

○紀平食品衛生基準審査課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第5回「食品衛生基準審議会」を開催いたします。

本審議会は、1月25日付で委員改選が行われ、改選後初めての開催となりますので、審議会長が選出されるまでの間、事務局のほうで司会進行を務めさせていただきます。

私は、事務局を務めます食品衛生基準審査課長の紀平でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、本日御出席いただいております鳩山内閣府副大臣より御挨拶申し上げます。

鳩山副大臣、よろしくお願いいたします。

○鳩山内閣府副大臣 消費者行政を担当いたします、内閣府副大臣の鳩山二郎です。

本日お集まりの皆様におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、食品衛生基準審議会に御参加いただき、感謝申し上げます。開催に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、新たに委員に任命された皆様による最初の審議会の開催となります。近年、本審議会における調査審議を要する案件はますます多様化しており、社会的要請の高い課題に機動的かつ柔軟に対応することが求められております。このことを踏まえ、今般の新たな委員等の任命に当たりましては、これまでどおり、専門性のバランスを考慮し、効率的に調査審議を進めるため、委員等の人数及び部会構成の見直しを行うとともに、案件に応じて柔軟に参考人の御意見をいただくこととしております。

我が国における食品の安全確保の中核を担うこの審議会において、活発な議論が行われるよう、よろしくお願いさせていただいて、私の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○紀平食品衛生基準審査課長 続きまして、改選により任命されました委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の資料、参考資料3としまして、委員名簿をお配りしております。こちらに沿って名前を読み上げさせていただきますので、委員の皆様方には、一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

荻田香苗委員でございます。

○荻田委員 杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室の荻田と申します。

こちらの審議会では、これまで食品規格部会に所属しておりました。ほかに食品安全委員会のほうで、鉛やカドミウム、PFASの策定時に、ワーキンググループの委員を務めてまいりました。

よろしく願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 川名三知代委員でございます。

○川名委員 日本薬剤師会常務理事の川名と申します。

地域の薬局は、国民の健康サポートを担っております。食品の安全は、公衆衛生や国民の健康に直結する問題であると思っております。健康食品を取り扱う立場にもおります。薬剤師の視点を生かし、尽力してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 工藤由起子委員でございます。

○工藤委員 星薬科大学の工藤でございます。

私の専門は、食品微生物学であります。以前の薬事・食品衛生審議会では、食品規格部会、食中毒部会、乳肉水産部会の委員を務めておりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 合田幸広委員でございます。

○合田委員 国立衛研の名誉所長をしております、合田でございます。

私の専門は、医薬品と食品、それから、その間の物質、ボーダーライン化合物といいますが、そういうもののレギュラトリーサイエンスでございます。

どうぞよろしくお願いします。

○紀平食品衛生基準審査課長 郷野智砂子委員でございます。

○郷野委員 全国消費者団体連絡会の郷野と申します。

全国消団連は、会員同士が緩やかにつながりながら暮らしに関わる様々な課題について情報発信と政策提言を行っている団体です。消費者の立場から、この審議会にも参画していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 近藤麻子委員は、本日、御欠席です。

次の杉本直樹委員も、本日、御欠席です。

続きまして、曾根智史委員でございます。

○曾根（智）委員 国立保健医療科学院で院長を務めております、曾根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、もともと研究者で、地域保健や人材育成を専門としております。当院でも、食品や食肉に関する自治体職員向けの研修を長年続けております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 曾根博仁委員でございます。

○曾根（博）委員 新潟大学内科の曾根と申します。

私は、前回の審議会では、新開発食品の担当として、医学的視点も含め、ゲノム編集食品あるいは現在はいわゆる培養肉などについて検討させていただくと同時に、去年の「紅麴案件」後に始まった機能性食品による健康被害調査結果の評価などについても、厚労省で引き続き担当させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 瀧本秀美委員でございます。

○瀧本委員 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事をしております、瀧本と申します。

私は、専門が公衆衛生と食事調査など、食事摂取基準に厚労省の業務のほうで関わらせていただいております。前回からの引き続きです。今後ともよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 辻真弓委員でございます。

○辻委員 産業医科大学医学部衛生学教室の辻と申します。

環境省のエコチル調査、赤ちゃんがお腹の中にいるときから大人になるまで身近な化学物質がどのような生態影響を与えるかといった調査の運営委員等も務めております。ヒトを対象とした疫学調査の専門家として、微力ながら、尽力してまいります。

よろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 堤智昭委員でございます。

○堤委員 国立医薬品食品衛生研究所の堤と申します。

専門は食品衛生化学で、食品中の有害物質の微量分析法の開発、また、有害物質の摂取量推定といったことを行っております。これまで、農薬・動物用医薬品部会や放射性物質対策部会を担当してまいりました。こちらの審議会は初めてになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 藤原慶正委員でございます。

○藤原委員 日本医師会の藤原でございます。

この審議会は、食品衛生基準の管理を通して国民の健康を守るという重要な事項を審議する場と承知しております。医療の立場で意見を述べさせていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 本間正充委員は、本日、御欠席です。

六鹿元雄委員でございます。

○六鹿委員 国立医薬品食品衛生研究所の六鹿と申します。

食品用器具・容器包装、乳幼児用玩具などの安全性に関する研究・調査等を担当しております。

よろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 どうもありがとうございました。

これからよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の成立についてでございます。

お手元、参考資料5に食品衛生基準審議会令をお配りしております。こちらの第6条第1項の規定によりまして、審議会は委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないとされております。

現在、委員15名のうち12名の御出席をいただいておりますので、

本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

ここで、鳩山副大臣におかれましては、公務のため退席させていただきます。

(鳩山内閣府副大臣退室)

○紀平食品衛生基準審査課長 続きまして、事務局側の出席者を御紹介いたします。

食品衛生・技術審議官の中山でございます。

○中山食品衛生・技術審議官 中山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 事務局側の出席者につきましては、公務のため適宜退出させていただく場合がございますので、御了承ください。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。カメラの方は、退出をお願いいたします。なお、カメラ撮影を除き、報道関係者の方はこのまま傍聴いただけます。

(カメラ退室)

○紀平食品衛生基準審査課長 議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元、資料を御用意ください。

本日の資料です。まず、議事次第、ホチキス留め、2枚紙です。座席表、1枚がございます。資料1としまして、食品衛生基準審議会規程、資料2としまして、食品衛生基準審議会における確認事項、参考資料1、横になりますが、食品衛生基準審議会規程の一部改正新旧対照表です。参考資料2が、こちらも横ですが、食品衛生基準審議会における確認事項一部改正の新旧対照表です。参考資料3、食品衛生基準審議会の委員名簿、参考資料4、食品衛生基準審議会審議参加規程、参考資料5としまして、食品衛生基準審議会令でございます。もし不足等がございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

それでは、議事のほうに入ります。

まずは、議題1、食品衛生基準審議会会長の選出及び会長代理の指名についてです。

参考資料5にございます食品衛生基準審議会令の第4条第1項によりまして、審議会に会長を置き、委員の互選により選任することとなっております。会長の選任につきまして、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員 私から、公衆衛生に造詣が深い、国立保健医療科学院院長の曾根智史先生を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 ただいま、曾根智史委員に当審議会の会長をお願いしてはという御発言がございました。そのほかにもございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御異議がないものとさせていただきます。

それでは、異議がありませんでしたので、審議会長に曾根智史委員が選任されました。曾根智史委員は、会長席への移動をお願いいたします。

(曾根智史委員、審議会長席へ移動)

○紀平食品衛生基準審査課長 それでは、曾根智史審議会長から、一言、御挨拶をお願いします。

○曾根（智）審議会長 ただいま選出していただいた曾根と申します。

この食品基準については、まず、各部会で専門家の先生方にはより深く十分に議論をしていただきたいと思います。一方、この審議会では、加えて他の専門家の視点、消費者あるいは国民の立場からの視点で議論を十分行っていて、国民の食の安全の全般について国民に貢献していく場とさせていただきたいと思いますので、事務局ともども、委員の先生方、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 それでは、以降の議事進行につきましては、曾根智史審議会長にお願いいたします。

○曾根（智）審議会長 それでは、早速、始めさせていただきます。

まず初めに、会長代理の選出を行いたいと思います。食品衛生基準審議会令第4条第3項によりますと、審議会長が指名することとされております。

私といたしましては、先ほど御紹介いただきました医薬基盤・健康・栄養研究所理事の瀧本委員にお願いしたいと考えております。瀧本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○瀧本委員 承知いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、会長代理は瀧本委員にお願いいたします。

では、早速、議事を進めさせていただきます。

続きまして議題2の審議会規程等の改正について、お諮りしたいと思います。

事務局から、改正案の説明をよろしくお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

それでは、お手元の資料1を御覧ください。食品衛生基準審議会規程の改正案の資料となっております。

本規程につきましては、第1条にございますように、審議会の招集、議事録、部会の設置、及び、所掌事務等について定めているものでございます。本日、審議会冒頭の鳩山副大臣の挨拶にもございましたが、本審議会による調査審議を要する案件は多様化してきており、そういった課題に対する調査審議に機動的かつ柔軟に対応することが求められているという状況でございます。そのため、効率的に、今後も調査審議を進めるために、今般、部会の構成の見直しについて、御審議をお願いできればと思っております。

資料1の2ページを御覧ください。この第5条に部会の設置という項目がございます。この第5条は部会の設置を規定しておりまして、設置する部会とその所掌事務を定めております。これまで、食品規格部会、乳肉水産食品部会、伝達性海綿状脳症対策部会の3つに分かれておりました部会を統合し、一番上にございますように、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会とした案としております。所掌事務につきましては、これまでの3つの部会の所掌事務を統合した案としており、部会構成の変更後におきましても、こ

れまでと変わらない調査審議を行う体制としております。なお、参考資料1がこの新旧対照となっておりますので、御参考にさせていただきますと幸いに存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○曾根（智）審議会長 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等がございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

私から、1点だけ。特に食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会について、3つを1つにしたということなのですからけれども、扱う項目数や作業量など、キャパシティについては、大丈夫でしょうか。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

これまでの委員の構成やそれぞれの部会の開催頻度を勘案いたしまして、特に、食品規格部会、乳肉水産食品部会につきましては、委員の構成が重複しているというようなところもございましたので、これらの3つを統合しても、変わらず適切な審議ができる体制というところでございます。

以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

そのほかはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、食品衛生基準審議会規程は案のとおりに改正させていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、食品衛生基準審議会における確認事項の改正についてでございます。

これについても、事務局から改正案の説明をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

それでは、お手元の資料2を御覧ください。本文書では、部会の議決に係る審議会の取扱いを規定しております。先ほど御審議いただきました食品衛生基準審議会規程で部会の構成が変更になりましたので、それに合わせまして、本文書の改正を行うものでございます。参考資料2といたしまして新旧対照表をお示ししておりますので、お手元に御用意いただければと存じます。まず、部会の構成の見直しにより、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会が設置されましたので、部会における検討事項の範囲並びに部会及び審議会での取扱いについて、新たに規定しております。参考資料2の左側の部分でございます。内容といたしましては、これまでの食品規格部会、乳肉水産食品部会、伝達性海綿状脳症対策部会で規定していたものそのままの規定としておりまして、検討事項の範囲、部会及び審議会の取扱いの内容としましては、これまでのものと変更はございません。

続いてそのほかの改正点につきまして、御説明いたします。少しページは飛びまして、参考資料2の7ページを御覧ください。添加物部会の部分でございます。審議会の取扱いについての改正となりますが、審議会審議の2の部分でございます。これまで、食品衛生法第13条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用または保存の基準及びその成分の検

討につきましては、一部改正のものを除きまして、部会審議、審議会審議という取扱いとしております。今般、次のページをおめくりいただきまして、8ページの部会審議の4のところでございますが、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がないまたは食品健康影響評価を行うことが必要でない場合につきましても、部会審議、審議会報告とする案でございます。今回、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない、または、食品健康影響評価を行うことが必要でないというものにつきましましては、規格基準の設定によってリスクは変わらないというところございまして、その下にございます5の部分が一部改正の取扱いになるのですけれども、この一部改正では、審議会は文書報告で対応するというものでございますが、設定の場合で、食品健康影響化の結果に変更がないというものにつきましましては、部会の報告というものにするものでございます。これに該当する具体的な案件といたしましては、既存添加物の成分規格の設定が該当いたします。昨年12月の第4回審議会で、食品添加物に関してのゴム及び単糖アミノ酸複合物についての成分規格の設定の議題があったのですけれども、そういったものにつきましましては、今後は、部会審議、審議会への報告という取扱いとさせていただければと思っております。

また、これ以外の改正の箇所といたしましては、この8ページの4のところに、分科会長となっていたところを会長とするというものの、また、9ページの器具・容器包装部会の部分でございますが、これまで「おもちゃ」となっているところ「おもちゃ」という誤記の修正を行っているというものでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等があれば、挙手をお願いいたします。

添加物部会において、食品安全委員会の評価、結果に変更がない、あるいは、評価が必要でない場合は、報告にとどめるという趣旨でございますね。過去の例から見ても、それほど大きな影響はないという御説明でございました。よろしいでしょうか。

それでは、食品衛生基準審議会における確認事項について、案のとおり改正させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

続きまして、部会等に所属する委員等の指名について、に移ります。

各部会に所属する委員、臨時委員、専門委員につきましては、食品衛生基準審議会令第5条第2項の規定により会長が指名することとされております。これに基づき、食品衛生基準審議会部会名簿案を事務局から配付いたしますので、御覧いただければと思います。今から配付いたします。

（事務局、資料配付）

○曾根（智）審議会長 お手元に届きましたでしょうか。資料3と書かれているものです。

各部会に所属する委員、臨時委員、専門委員につきましては、この資料案のとおり、指名させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、各部会の長の選出を行いたいと思いますが、事務局から、具体的な手順の説明をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

食品衛生基準審議会令の第5条第3項によりますと、部会長は各部会に属する委員の互選によって定めることとされております。事前に各部会に属する委員の皆様から御意見をいただいておりますので、それに基づきました部会長案を事務局から御報告申し上げたいと思います。ただいまから、委員の皆様の御意見を取りまとめた資料を配付しますので、御覧いただければと思います。少々お待ちください。

(事務局、資料配付)

○林残留農薬等基準審査室長 先生方、お手元に資料4が渡りましたでしょうか。

それでは、事務局のほうから御報告申し上げます。

部会長の欄でございますが、一番上から申し上げます。

食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会長、工藤委員。

次に、添加物部会長、杉本委員。

農薬・動物用医薬品部会長、堤委員。

器具・容器包装部会長、六鹿委員。

新開発食品調査部会長、曾根博仁委員。

放射性物質対策部会長、合田委員。

以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

部会長案を報告していただきましたけれども、皆様、よろしいでしょうか。

本人がいいとおっしゃっているのも、大丈夫ですね。ありがとうございます。異議がないと確認いたしました。

それでは、部会長はこの資料4のとおりにしたいと思います。

以上で、本日予定していた議事は終了となります。

最後に、事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 御審議ありがとうございました。

次回の食品衛生基準審議会の開催につきましては、日時が決まり次第、追って御連絡させていただきます。

以上です。

○曾根（智）審議会長 よろしいですか。何か最後に何か言われることはございますか。

これからまた何回もオンラインまたはこういう形で顔を合わせて議論させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御審議ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。